

# 足利市公園施設長寿命化計画

(第3回変更)

平成30年3月

栃木県 足利市 都市建設部 市街地整備課

## 1. 都市公園整備状況

(平成 29 年 3 月時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
124	183.14 ha	12.14 m <sup>2</sup>

※足利市人口 平成 29 年 4 月 1 日現在 150,888 人

## 2. 計画期間

計画検討期間 [平成 26 年度～平成 45 年度 (20 箇年)]

計画策定期間 [平成 26 年度～平成 35 年度 (10 箇年)]

## 3. 計画対象公園

### ①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
79	18	4	2	2						19		124

### ②選定理由

管理対象都市公園は、「都市公園法第 2 条に基づく都市公園」(公園または緑地)とし、利用頻度が高く、市民にとって身近な公園のうち、老朽化が著しい 124 公園を公園施設長寿命化計画の対象公園とする。

## 4. 計画対象公園施設

### ①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
90	42	89	740	247	5	160

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
178	2	4	1,557

### ②これまでの維持管理状況

計画対象となる都市公園内の施設の維持管理は、市街地整備課により統括管理され、巡視・点検・修繕・補修・更新を実施している。

日常的な維持管理は、「身近な公園は自分たちの手で」を合言葉に、市民生活に身近な街区公園を中心に愛護活動が展開されている。また、公益財団法人足利市みどりと文化・スポーツ財団は、指定管理者として市の行政機能の一部を補完代替する役割を担い、渡良瀬グリーンプラザを公園緑地の管理運営・緑化推進運動の拠点とし、公園愛護会等との連携の下、市民参加・協働を最も重要な課題として取り組んでいる。

遊戯施設は、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改定第二版)」及び一般社団法人日本公園施設業協会(JPFA)が策定した「遊具の安全に関する基準」JPFA-SP-S:2014」に基づき毎年 1 回の定期点検を実施している。

### ③選定理由

本市では昭和 50 年前後から 10 年間に渡り多くの都市公園が整備され、日常的に維持管理されてきたが、設置後約 40 年を経てこれらの公園に設けられた公園施設では劣化や損傷が目立ち始めている。

特に遊戯施設については、大規模な修繕や更新を必要とする施設が多い。

本市では、これまで財政的に可能な範囲で施設の修繕・更新を行ってきたところであるが、十分に維持保全できていない状況にあることから、施設利用の安全性及び快適性の確保のために、劣化・損傷の著しい地表施設・工作物を対象とした長寿命化計画を策定することとした。

計画の検討に際しては、少子高齢化の進展等の社会情勢の変化に伴う公園利用形態の変化等を考慮し、メリハリのあるストックマネジメントの導入を念頭に、老朽化し機能維持が困難になりつつある運動施設や遊戯施設等を中心に修繕・更新を進めるものとする。

計画対象公園施設については、平成 23 年度に策定した公園施設長寿命化計画対象施設に平成 29 年度に実施した現地調査の結果を踏まえた公園施設を加えて計画対象公園施設とする。

年次	内容
平成 23 年度	・ 118 公園の公園施設長寿命化計画の策定
～平成 29 年度	・ 公園台帳システムの整備 ・ 公園施設の日常的維持保全 ・ 遊具の安全点検の実施
平成 29 年度	・ 公園施設の日常的維持保全 ・ 遊具の安全点検の実施及び健全度、緊急度判定の実施 ・ 予備調査（対象 6 公園）、健全度調査（対象 94 施設）の実施による健全度、緊急度判定の実施 ・ 124 公園の公園施設長寿命化計画の策定

## 5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

点検調査は、平成29年12月に実施した。国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」では、健全度を把握するための調査は予備調査において予防保全型管理候補とした施設に対して行うとしている。

しかし、事業計画の策定において、事後保全型管理施設の更新時期を検討する際に健全度や緊急度を拠り所とするため、対象施設全てについて健全度調査を実施した。

### 1. 一般施設、土木構造物、

国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」に則り、健全度調査を実施した。

- a. 一般施設（696）：A判定/32施設、B判定/551施設、  
C判定/94施設、D判定/12施設、撤去済/7施設
- c. 土木構造物（11）：A判定/1施設、B判定/10施設、  
C判定/0施設、D判定/0施設
- d. 建築物等（103）：A判定/18施設、B判定/55施設、  
C判定/19施設、D判定/7施設、撤去済/4施設

### 2. 遊具等

公園施設業協会による遊具の日常点検マニュアルに則り別途点検を行った。遊具については、毎年の点検により更新を行っているが、劣化が進行している施設がまだ多く見られる。

- b. 遊具等（740）：A判定/93施設、B判定/212施設、  
C判定/259施設、D判定/36施設、評価不能/1施設、  
撤去済/139施設

### 3. 各種設備

国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針案」に則り、健全度調査を実施した。

- d. 各種設備（7）：A判定/1施設、B判定/5施設、  
C判定/1施設、D判定/0施設

## 6. 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、担当部署である市街地整備課緑化推進担当により統括管理し、公園施設の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

本市では、清掃等は街区公園の場合、愛護会により実施され、その他の公園は指定管理者である公益

財団法人足利市みどり文化・スポーツ財団により行われる。

これらの活動を通じて公園施設の異常が発見された場合は、指定管理者から担当部署に報告され、必要に応じて使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修もしくは更新を判断する。

a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物等

- ・施設の著しい劣化や損傷を把握した場合、使用禁止の措置を行うとともに、健全度調査を実施し、施設の補修もしくは更新を位置付けたうえで必要な措置を講じる。

b. 遊具等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・施設の著しい劣化や損傷を把握した場合、使用禁止の措置を行う。
- ・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修もしくは更新を位置づけた上で必要な措置を講じる。

c. 各種設備

- ・法で定める年1回実施する定期点検を健全度調査として活用する。
- ・施設の著しい劣化や損傷を把握した場合、使用禁止の措置を行う。
- ・また、定期点検結果を踏まえ、施設の補修もしくは更新を位置づけた上で必要な措置を講じる。

7. 公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

- ・事後保全型あるいは予防保全型の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえ、管理類型を確定する。
- ・毎年の予算措置の状況を見極め長寿命化計画を随時見直しするとともに、次回以降の健全度調査の結果を踏まえて、事業実施の優先順位や実施内容の検討を行う。

a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物等

- ・できるだけ健全度がB判定の段階で、適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（一般施設、土木構造物、建築物等）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。

b. 遊具等、e. 各種設備

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行うほか、必要に応じて使用禁止の措置を行う。
- ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修もしくは更新を位置づけた上で必要な措置を行う。

d. 建築物等

- ・100㎡を超える特殊建築物は法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し健全度調査として活用する。また、本市で定める建築物の補修もしくは更新計画に従い長寿命化対策を実施する。

2. 事後保全型に類型した施設

- ・今後の長寿命化計画の見直しや事業実施の優先順位の検討に資するよう、維持保全（清掃・保守・修繕）や日常点検を通して健全度調査を実施しつつ、施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

- ※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間のライフサイクルコスト縮減額は100,860千円であり、単年度当たりでは10,086千円となる。